

職業紹介事業関係資料

I 許可・届出制

1 現行制度

○ 有料職業紹介事業

- ・ 許可制（法30条）
- ・ 許可手続きについては事業主単位（15年改正。従来は事業所単位）（法30条）

○ 無料職業紹介事業

- ・ 学校等、特別の法人、地方公共団体以外の者については許可制（法33条1項）
- ・ 許可手続きについては事業主単位（15年改正。従来は事業所単位）（法33条1項）
- ・ 商工会議所、商工会、農協等の特別の法律により設立された一定の法人が構成員のために行う無料職業紹介事業については、届出制（15年改正。従来は許可制）（法33条の3）
- ・ 地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する無料職業紹介事業を行うことを可能とし、届出制（15年改正。）（法33条の4）

（参考）

- ・ 特別の法人による無料職業紹介事業の実施状況について（平成18年2月1日現在）
40法人（24都道府県）
- ・ 地方公共団体による無料職業紹介事業の実施状況について（平成18年2月1日現在）
25道府県22市12町1村1組合

2 ヒアリングにおける主な意見等

<事業主団体>

- ・ 事業主単位での許可により、新規許可や更新の手続きにおいて、大幅な簡素化があったと評価されている。

<事業主>

- ・ 事業主単位での許可により、業界にとって参入しやすくなっており、また事務の簡素化に貢献しているという実感がある。

特別の法人無料職業紹介事業の実施状況について

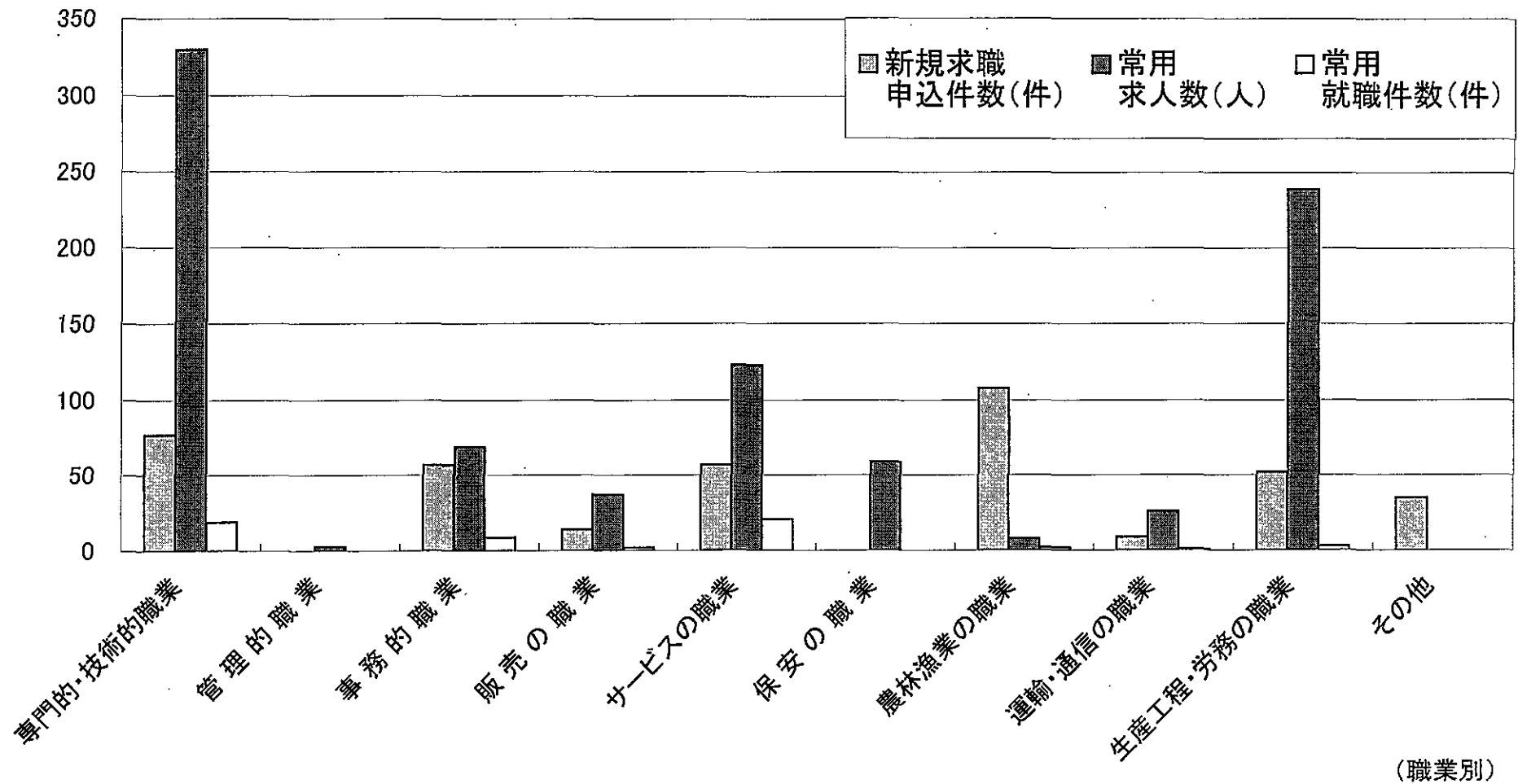
(平成18年2月1日現在で把握しているもの)

実施中 40法人(24都道府県)

開始日	法人名	設立根拠法及び法人の種類
平成16年4月 1日	富士町農業協同組合 (佐賀)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
5月 1日	鹿児島県歯科医師協同組合 (鹿児島)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
6月 1日	平取町農業協同組合 (北海道)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
6月18日	宮崎県医師協同組合 (宮崎)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
7月 1日	笛吹農業協同組合 (山梨)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
9月 1日	松浦東部農業協同組合 (佐賀)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
	東予市 (とうよし) 商工会議所 (愛媛)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
	さぬき市商工会 (香川)	商工会法の規定により設立された商工会
9月27日	四日市商工会議所 (三重)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
10月1日	宮田村商工会 (長野)	商工会法の規定により設立された商工会
	寄居町商工会 (埼玉)	商工会法の規定により設立された商工会
	兵庫県中小企業団体中央会 (兵庫県)	中小企業等協同組合法の規定により設立された中小企業団体中央会
11月1日	敦賀商工会議所 (福井)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
11月11日	全国基礎工業協同組合連合会 (東京)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合連合会
12月15日	金沢商工会議所 (石川)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
平成17年1月 1日	平和町商工会 (愛知)	商工会法の規定により設立された商工会
2月1日	御津町商工会 (岡山)	商工会法の規定により設立された商工会
	詫間町商工会 (香川)	商工会法の規定により設立された商工会
	佐賀市農業協同組合 (佐賀)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
2月15日	梨北農業協同組合 (山梨)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
3月1日	協同組合八戸中央建設業組合 (青森)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
	黒石市農業協同組合 (青森)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
	ヘアービジネス栃木協同組合 (栃木)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
	京都山福建設協同組合 (京都)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
	企業振興協同組合 (広島)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
	大分みどり農業協同組合 (大分)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
4月1日	土佐清水商工会議所 (高知)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
	西都農業協同組合 (宮崎)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
	松本商工会議所 (長野)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
5月23日	えひめ南農業協同組合 (愛媛)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
6月1日	恵庭商工会議所 (北海道)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
	飛島村商工会 (愛知)	商工会法の規定により設立された商工会
	中国新聞販売所事業協同組合 (広島)	中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合
7月1日	吉岡町商工会 (群馬)	商工会法の規定により設立された商工会
8月1日	伊万里市農業協同組合 (佐賀)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
9月20日	津軽みなみ農業協同組合 (青森)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
10月1日	東京都中小企業団体中央会 (東京)	中小企業等協同組合法の規定により設立された中小企業団体中央会
	鹿本農業協同組合 (熊本)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合
11月1日	石狩商工会議所 (北海道)	商工会議所法の規定により設立された商工会議所
	四万十農業協同組合 (高知)	農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合

※ 法人の内訳
 農業協同組合 14 法人
 事業協同組合 7 法人
 商工会議所 8 法人
 商工会 8 法人
 中小企業団体中央会 2 法人
 事業協同組合連合会 1 法人

特別の法人無料職業紹介事業の状況



※1 資料出所「職業紹介事業報告の集計結果」より

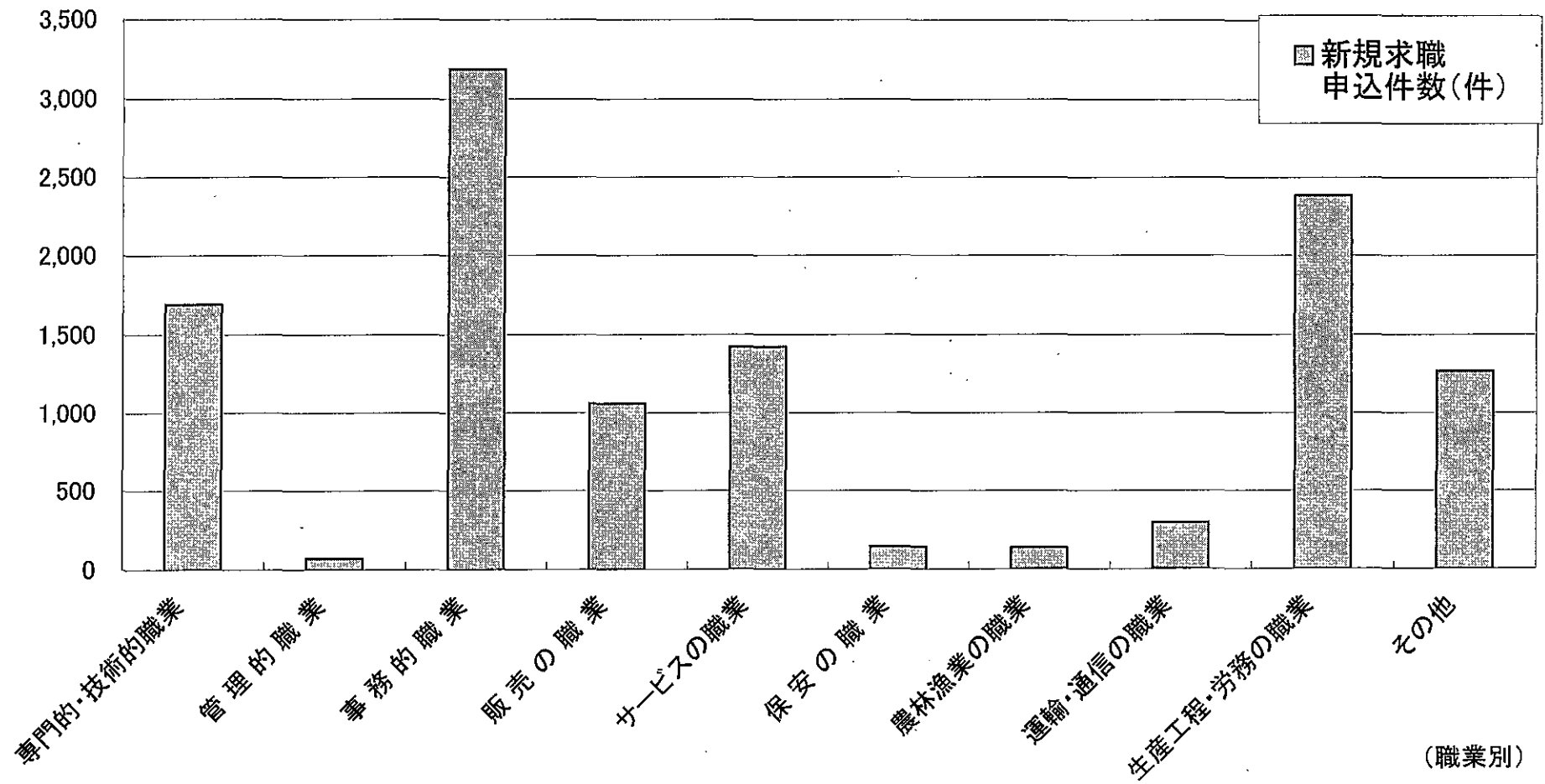
※2 臨時・日雇を除く

地方公共団体無料職業紹介事業の実施状況について
(平成18年2月1日現在で把握しているもの)

実施地方公共団体数
25道府県22市12町1村1組合

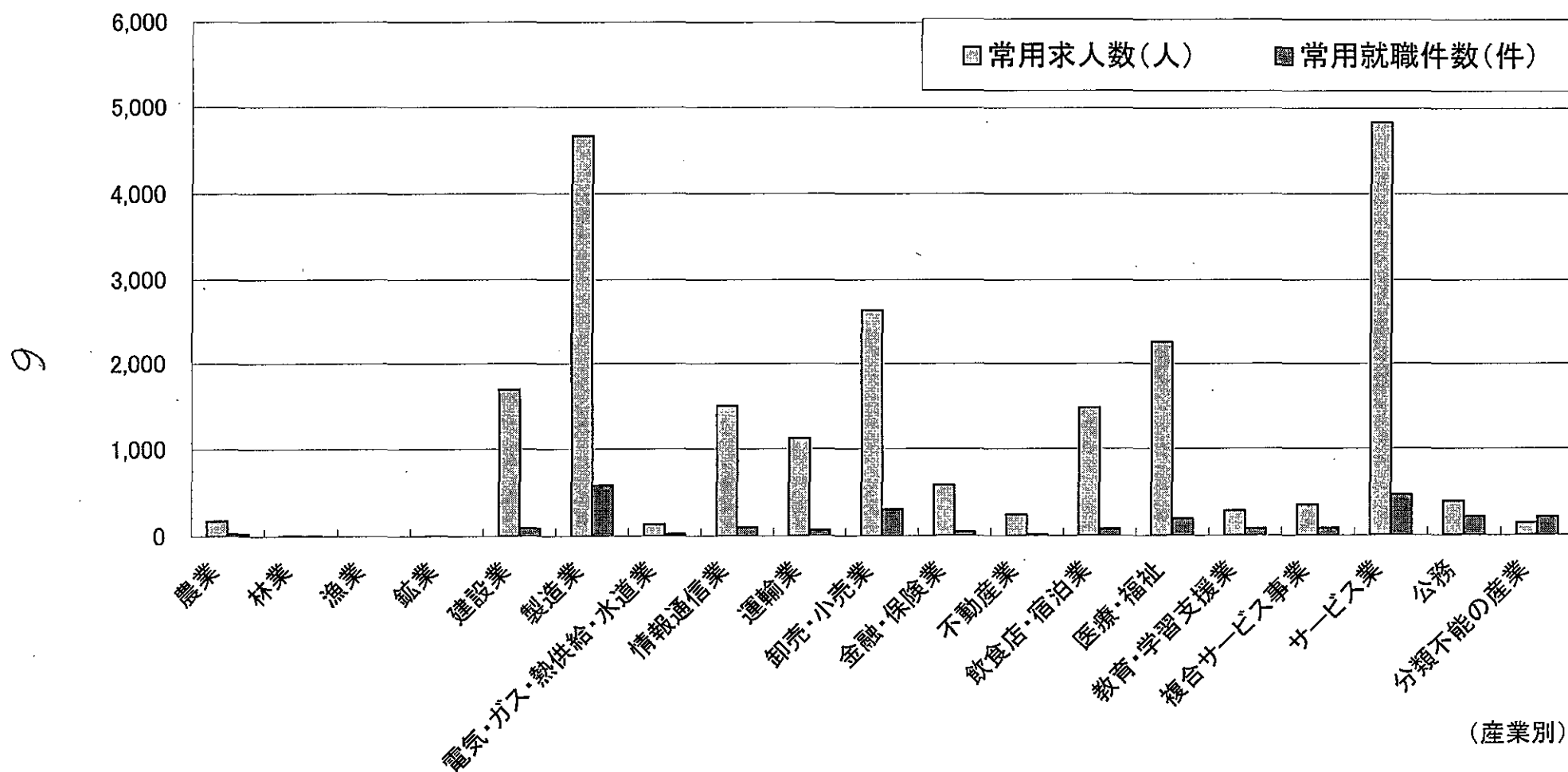
開始日	地方公共団体	事業内容
平成16年3月1日	京都府	若年者就業支援
3月2日	大阪府和泉市	就職困難者に対する職業あっせん及び和泉市産業団体企業誘致に伴う人材確保のための職業あっせん
4月1日	神奈川県 山口県 千葉県白井市 神奈川県藤沢市 島根県出雲市	中高年就業支援、障害者就業支援 若年者就業支援、Uターン就業支援、 農業振興(5月1日より) 商工業振興策に伴う職業あっせん 再就職支援 市の行う雇用対策事業のための職業あっせん
5月1日	茨城県 長野県 静岡県 兵庫県 福島県猪苗代町	障害者等就職困難者の就業支援、 未就職者の就業支援、企業誘致等 障害者等就職困難者の就業支援、Iターン就業支援 農業振興、若年者就業支援 障害者就業支援、産業支援、農業振興 町内定住促進
5月29日	宮崎県	U・Iターン就業支援 若年者就業支援(平成17年4月1日より)
6月1日	千葉県千葉市	市の行う労働対策、ひとり親の自立支援、企業誘致
6月7日	千葉県野田市	商工業振興、障害者等就職困難者の就業支援等
6月21日	鳥取県	U・J・Iターン就業支援、母子家庭の就業支援等 中高年齢離職者の就業支援(平成17年4月1日より) 農林業振興(平成17年11月28日より)
7月1日	長野県富士見町 宮城県色麻町 北海道白老町	企業誘致、U・Iターン就業支援 定住促進、企業誘致 企業誘致
8月1日	長野県信濃町 熊本県あさぎり町	過疎化防止、U・I・Jターン就業支援 過疎化防止
8月2日	福岡県北九州市	定住促進、企業誘致
9月1日	岩手県 香川県 佐賀県	U・Iターン就業支援 農業振興 Uターン就業支援、育児休業代替要員の確保支援
9月3日	高知県高知市	若年者就業支援
10月1日	福島県 鳥取県鳥取市 長崎県長崎市 福島県三島町 福島県泉崎村 岡山県津山広域事務組合	農業振興 母子家庭の就業支援、企業誘致 農業振興 定住促進 定住促進、U・J・Iターン就業支援 定住促進
11月8日	福岡県	企業の人材確保及び産業育成
平成17年1月5日	山梨県	U・Iターン就業支援
1月17日	高知県大方町	定住促進
2月1日	宮城県	農業振興
2月16日	岐阜県	農業振興 若年者就業支援(平成17年10月1日より)
3月1日	山形県上市市	若年者就業支援、地域経済の活性化
3月25日	愛知県新城市	森林に関する産業育成
4月1日	栃木県 広島県 群馬県太田市 石川県金沢市 宮城県涌谷町	農業振興 U・Iターン就業支援 若年者の定職化 企業誘致 企業誘致、定住促進、産業振興
5月1日	長野県松本市	農業振興
6月1日	北海道松前町 福井県	出稼労働者就業支援 Uターン就業支援
6月10日	長崎県	農業振興
6月27日	福岡県古賀市	産業振興、低所得者・障害者・同和地区関係者などの就 労支援等
7月1日	千葉県我孫子市 神奈川県相模原市	就職困難者(ひとり親、障害者、若年者)への就業支援 就労支援
9月1日	大分県大分市	農業振興
9月20日	岩手県一関市	U・J・Iターン就業支援、市の行う職業訓練等の就職 支援事業のための職業あっせん
9月26日	青森県	県内の自治体医療機関における医師確保
10月1日	北海道	農業振興
10月3日	宮城県南三陸町	雇用促進、定住促進、企業誘致
11月1日	石川県 佐賀県上峰町	県内の自治体病院、へき地診療所における医師確保 農業振興
11月25日	大阪府	農業振興
12月15日	山形県酒田市	地域経済の活性化
平成18年2月1日	神奈川県横浜市	被保護者自立支援

地方公共団体無料職業紹介事業の状況(求職)



※1 資料出所「職業紹介事業報告の集計結果」より

地方公共団体無料職業紹介事業の状況(求人・就職)



※1 資料出所「職業紹介事業報告の集計結果」より

※2 臨時・日雇を除く

Ⅱ 手数料制度

1 現行制度

- 求職者手数料（15年改正）（法32条の3第2項、則20条2項、平成14年厚生労働省告示26号）
 - ・ 求職者からの手数料徴収は原則禁止
 - ・ 求職者からの手数料徴収が当該求職者の利益のために必要であると認められるときとして省令で定めるとき（注1）に限り徴収可能
 - ・ 求職者から手数料を徴収できる科学技術者、経営管理者、熟練技能者の求職者に係る年収要件を700万円超に引き下げ（15年改正。従来は、1200万円超）

（注1）15年改正により、熟練技能者の職業に紹介した求職者を追加。（従来は、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者。）
（求職受付手数料については、芸能家、家政婦、配せん人、調理士、モデル、マネキンについて、従来より規定。）

2 ヒアリングにおける主な意見等

<事業主団体>

- ・ まだ、改正による効果を把握できる状況にはない。
- ・ 求職者から手数料を取っているところは、会員企業ではないと聞いている。
- ・ 今後、業務が多様化していくため、将来は求職者から手数料を取ることでも1つの業務のやり方としてあるのではないかという意見も一部にはある。業務の多様化が進んでいるので、今後少し状況を見て、いろいろと検討して、今後の規制について検討することが妥当。

<事業主>

- ・ 求職者からの手数料徴収は行っていないので、直接的な影響は大きくないので、経緯を見守っていきたい。しかし、職業紹介事業者が採用が成功した場合に成功報酬という形でもらう一方、最近、個人の面談サービスを専門にやる業者はそれで有料にしていたりするので、同じサービスでも課金形態によって位置づけが変わるということが大きくなるのであれば、この辺の個人から徴収する範囲を限定する必要がでてくるかもしれない。
- ・ 求職者から手数料をもらえるのはありがたいかもしれないが、いろいろ

とトラブルのもとになると懸念。700万円を引き下げるのはしばらくの間、見合わせてほしい。

＜求職者＞

- ・ 有料、無料ということを初めて聞いたが、転職が叶えば求職者がお金を払うというのは理解できることである。ただ、気軽に転職先を探していきたい時でも有料になるのであれば、かなり慎重になると思う。
- ・ 手数料について、求人者、求職者から取っているかの情報が開示されるべき。また、企業から見ると、手数料負担が求職者に分散されれば、就職の時の条件が緩和されるというメリットも金額的にはあると思うので、その辺を開示すると、求職者側にとってもメリットのある話し合いや能動的に動けることができると思う。
- ・ 有料、無料の意識はもともとなかったのだが、求職者手数料は、会社を選ぶ際の価値基準になり、慎重に選ぶことにもなるのでよい。お金を払う以上、企業も客の方を向くし、求職者もそれにある程度見合ったものを提供してもらいたいという気持ちが強くなるので、お互いにとってよい。
- ・ お金を払うということは全く知らなかったが、支払い額のガイドラインを作った上で、成功報酬という形でお互いに納得して支払うのはよいと思う。

【参考1】実態調査結果におけるポイント

＜職業紹介事業者＞

- ① 求職者からの手数料徴収の対象として、科学技術者、経営管理者から徴収している事業所の率は0.5%であり、前回調査結果の2.2%と比較して少ない。また、熟練技能者から徴収している事業所は、7事業所（1.2%）となっている。
- ② 求職者から紹介手数料を徴収するメリットとしては、「特にメリットはない（41.8%）」、「積極的に求人開拓をすることができる（20.6%）」等となっている。一方、デメリットとしては、「求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える（38.1%）」、「能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（29.7%）」等となっている。
- ③ 手数料を徴収できる求職者の範囲として、「現行のままでよい（66.6%）＜14年調査時は58.5%＞」、「現行より拡大すべき（13.1%）＜14年調査時は21%＞」、「現行より制限すべき（8.1%）＜14年調査時は1.3%＞」となっており、平成14年調査時と比較して、現行のままでよいという意見が増加する一方、現行より拡大すべきという意見が減少し、現行より制限すべきという意見が増加するという結果となっている。

<求人企業>

- ① 求職者から紹介手数料を徴収するメリット（徴収すべきと答えた企業が対象）としては、「求人者の負担が減り、有料紹介事業を利用しやすくなる（51.7%）」、「求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる（31.5%）」等となっている。一方、デメリット（徴収すべきではないと答えた企業が対象）としては、「能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（23.6%）」、「民間職業紹介事業者が手数料を多く払う求職者の利益に偏った紹介を行う（17.9%）」等となっている。

<求職者>

- ① 紹介手数料の考え方について、
- 総数で見ると、手数料を払ってもよいと答えた者の率は50.5%（うち、「サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然」と答えた者は13.5%）であり、手数料を払いたくないと答えた者の率は29.9%であった。これに対し、前回調査結果では、手数料を払っても良いと答えた者の率は76.8%（うち、「サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然」と答えた者は19.3%）であり、手数料を払いたくないと答えた者の率は22.2%であった。今回の調査結果は、前回調査結果と比較すると、手数料を払っても良いと答えた者の率は少なく、払いたくないと答えた者の率は多い。
 - 職業別に見ると、手数料を払いたくないと答えた者の率が、生産工程・労務の職業（46.2%）、事務的職業（39.8%）の順で多い
 - 役職別に見ると、部長以上クラスや課長クラスと比較して、係長クラスや役職なしでは、手数料を払っても良いと答えた者の率が低く、手数料を払いたくないと答えた者の率が高い
 - 年収別に見ると、700万円以上の者と比較して、700万円未満の者では、手数料を払っても良いと答えた者の率が低く、手数料を払いたくないと答えた者の率が高い。一方で、希望年収別に同様の比較で見ると、両者にはあまり差がない等の特徴が見られる。
- ② 求職者が紹介手数料を支払うメリット（払ってもよいと答えた求職者が対象）としては、「求人者の負担が減ることにより、有料職業紹介事業を利用する求人者が増え、就職しやすくなる（29.7%）」、「民間職業紹介事業者が求人企業側の利益に偏った紹介を行わないという信頼感が持てる（29.0%）」等となっている。一方、デメリット（払いたくないと答えた求職者が対象）としては、「民間職業紹介事業者のサービス

に満足できない場合が増加する（25.0%）」、「能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる（16.5%）」等となっている。

【参考2】規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）

Ⅱ 16年度重点計画事項

（分野別各論）

3 雇用・労働

1 円滑な労働移動を可能とする規制改革

（1）求職者からの手数料規制の緩和等【平成17年度中に検討】

求職者からの手数料徴収は、平成14年2月16日以降、芸能家やモデルに加え、科学技術者又は経営管理者であって、年収1200万円を超える職業に就く場合にも認められ、さらに、平成16年3月1日以降、科学技術者、経営管理者又は熟練技能者であって、年収700万円を超える職業に就く場合にも認められることになったが、職業の種類や年収の多寡にかかわらず、自ら手数料を支払うことにより職業紹介サービスの提供を受けることを希望する者は存在する。

確かに、わが国が批准したILO181号条約は、求職者からの手数料徴収を原則として禁止しているものの、①関係する労働者の利益のために、②最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、③特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて、例外を設けることを認めている。

そこで、先に挙げた求職者のニーズに応えるとともに、ILO181号条約及び職業安定法にいう「求職者の利益」を実現するためにも、有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲について、平成16年3月1日からの新制度の施行状況等を踏まえ、更なる拡大に関し、検討を行う。

実態調査(手数料)

※ < >内は平成14年実態調査の数値

[職業紹介事業者]

表1. 手数料制度(有料職業紹介事業者のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	届出制手数料を採用している	上限制手数料を採用している	不明
総数	596	440	103	53
	100	73.8	17.3	8.9
<総数>	<472>	<332>	<113>	<27>
	<100>	<70.3>	<23.9>	<5.7>
ホワイトカラー系	317	242	49	26
	100	76.3	15.5	8.2
伝統的職業	206	158	38	10
	100	76.7	18.5	4.9
<ホワイトカラー系>	<220>	<176>	<33>	<11>
	<100>	<80>	<15>	<5>
<伝統的職業>	<200>	<128>	<67>	<5>
	<100>	<64>	<33.5>	<2.5>
労働者数 0人	0	0	0	0
	0	0.0	0.0	0.0
労働者数 1人～9人	254	183	52	19
	100	72.1	20.5	7.5
労働者数 10人～19人	82	62	13	7
	100	75.6	15.9	8.5
労働者数 20人～29人	45	39	4	2
	100	86.7	8.9	4.4
労働者数 30人～49人	46	32	8	6
	100	69.6	17.4	13.0
労働者数 50人～99人	66	49	8	9
	100	74.2	12.1	13.6
労働者数 100人以上	78	55	15	8
	100	70.5	19.2	10.3

表2. 求職者からの手数料徴収対象(有料職業紹介事業者のみ)(複数回答)

(単位:所、%)

	該当事業所	芸能家	モデル	科学技術者	経営管理者	熟練技能者	徴収していない	不明
総数	596	3	7	1	2	7	241	341
	100	0.5	1.2	0.2	0.3	1.2	40.4	57.2
<総数>	<472>	<13>	<9>	<5>	<5>		<283>	<166>
	<100>	<2.8>	<1.9>	<1.1>	<1.1>		<60>	<35.2>
ホワイトカラー系	317	0	0	1	1	2	151	164
	100	0.0	0.0	0.3	0.3	0.6	47.6	51.7
伝統的職業	206	1	3	0	1	5	66	132
	100	0.5	1.5	0.0	0.5	2.4	32.0	64.1
<ホワイトカラー系>	<220>	<2>	<0>	<3>	<3>		<188>	<27>
	<100>	<0.9>	<0>	<1.4>	<1.4>		<85.5>	<12.3>
<伝統的職業>	<200>	<9>	<7>	<2>	<2>		<79>	<107>
	<100>	<4.5>	<3.5>	<1>	<1>		<39.5>	<53.5>
労働者数 0人	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
労働者数 1人～9人	254	3	6	1	1	5	89	154
	100	1.2	2.4	0.4	0.4	2.0	35.0	60.6
労働者数 10人～19人	82	0	0	0	0	0	41	41
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
労働者数 20人～29人	45	0	0	0	0	0	21	24
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.7	53.3
労働者数 30人～49人	46	0	0	0	0	1	15	30
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	32.6	65.2
労働者数 50人～99人	66	0	0	0	0	0	23	43
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.9	65.2
労働者数 100人以上	78	0	1	0	1	1	44	32
	100	0.0	1.3	0.0	1.3	1.3	56.4	41.0

表3. 求職者からの徴収手数料料額(手数料を徴収している事業所のみ)

(単位:所、%)										
	該当事業所	1000円未満	1000～2000円未満	2000～3000円未満	3000～4000円未満	4000～5000円未満	5000～1万円未満	1万円以上	不明	平均(円)
技能家	596	0	0	0	0	0	1	0	595	5988.0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	99.8	
モデル	596	1	0	1	1	0	0	0	593	2276.0
	100	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	99.5	
科学技術者	596	0	0	0	0	0	0	0	596	0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
経営管理者	596	0	0	0	0	0	0	0	596	0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
熟練技能者	596	1	0	0	0	0	0	0	595	670.0
	100	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.8	
<技能家>	<13>	<3>	<3>	<1>	<0>	<0>	<1>	<2>	<3>	
<モデル>	<100>	<23.1>	<23.1>	<7.7>	<0>	<0>	<7.7>	<15.4>	<23.1>	
<科学技術者>	<9>	<3>	<0>	<0>	<1>	<0>	<0>	<2>	<3>	
<経営管理者>	<100>	<33.3>	<0>	<0>	<11.1>	<0>	<0>	<22.2>	<33.3>	
	<5>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<4>	
	<100>	<20>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<80>	
	<5>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<1>	<4>	
	<100>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<20>	<80>	
労働者数 0人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
労働者数 1人～9人	254	0	0	0	1	0	1	0	252	6,073.0
	100	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	99.2	
労働者数 10人～19人	82	0	0	0	0	0	0	0	82	0.0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
労働者数 20人～29人	45	0	0	0	0	0	0	0	45	0.0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
労働者数 30人～49人	46	1	0	0	0	0	0	0	45	670.0
	100	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	97.8	
労働者数 50人～99人	66	0	0	0	0	0	0	0	66	0.0
	100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
労働者数 100人以上	78	1	0	0	0	0	0	0	77	670.0
	100	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.7	

表4. 求職者から紹介手数料を徴収する時期(手数料を徴収していない事業所以外)

(単位:所、%)						
	該当事業所	採用が決まった際に一括して徴収	採用後に一括して徴収	求人者から求職者に給与の支払いがある都度、分割徴収	その他	不明
総数	355	13	19	44	20	259
	100	3.7	5.4	12.4	5.6	73.0
<総数>	<189>	<16>	<20>	<58>	<6>	<89>
	<100>	<8.5>	<10.6>	<30.7>	<3.2>	<47.1>
ホワイトカラー系	166	4	8	5	3	146
	100	2.4	4.8	3.0	1.8	88.0
伝統的職業	140	7	7	35	12	79
	100	5.0	5.0	25.0	8.6	56.4
<ホワイトカラー系>	<32>	<2>	<2>	<4>	<2>	<22>
<伝統的職業>	<100>	<6.3>	<6.3>	<12.5>	<6.3>	<68.8>
	<121>	<13>	<12>	<41>	<4>	<51>
	<100>	<10.7>	<9.9>	<33.9>	<3.3>	<42.1>
労働者数 0人	0	0	0	0	0	0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
労働者数 1人～9人	165	6	8	19	10	122
	100	3.6	4.9	11.5	6.1	73.9
労働者数 10人～19人	41	2	2	6	0	31
	100	4.9	4.9	14.6	0.0	75.6
労働者数 20人～29人	24	2	2	2	1	17
	100	8.3	8.3	8.3	4.2	70.8
労働者数 30人～49人	31	2	2	5	1	21
	100	6.5	6.5	16.1	3.2	67.7
労働者数 50人～99人	43	0	0	8	3	32
	100	0.0	0.0	18.6	7.0	74.4
労働者数 100人以上	34	1	2	3	4	24
	100	2.9	5.9	8.8	11.8	70.6

表5. 求職者から紹介手数料を徴収するメリット

(単位:所、%)

	該当事業所	積極的に求人開拓をすることができる	求人者の負担が減るため求人件数が増加する	求職者がどの民間職業紹介事業者を選ぶかの判断材料の1つとなる	民間職業紹介事業者が求人企業側の利益に偏った紹介を行わないという信頼感を求職者にもってもらえる	特にメリットはない	その他	不明
総数	596 100	123 20.6	68 11.4	102 17.1	80 13.4	249 41.8	39 6.5	72 12.1
ホワイトカラー系	317 100	61 19.2	42 13.3	52 16.4	46 14.5	147 46.4	18 5.7	32 10.1
伝統的職業	206 100	43 20.9	18 8.7	37 18.0	27 13.1	77 37.4	13 6.3	28 13.6
労働者数 0人	0 0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
労働者数 1人～9人	254 100	65 25.6	21 8.3	37 14.6	36 14.2	98 38.6	24 9.5	30 11.8
労働者数 10人～19人	82 100	13 15.9	10 12.2	13 15.9	16 19.5	37 45.1	3 3.7	10 12.2
労働者数 20人～29人	45 100	9 20.0	2 4.4	7 15.6	5 11.1	24 53.3	0 0.0	5 11.1
労働者数 30人～49人	46 100	4 8.7	9 19.6	9 19.6	4 8.7	22 47.8	3 6.5	4 8.7
労働者数 50人～99人	66 100	7 10.6	8 12.1	12 18.2	6 9.1	31 47.0	3 4.6	12 18.2
労働者数 100人以上	78 100	19 24.4	12 15.4	19 24.4	10 12.8	30 38.5	2 2.6	8 10.3

表6. 求職者から紹介手数料を徴収するデメリット

(単位:所、%)

	該当事業所	民間職業紹介事業者が手数料を多く払う求職者を優遇する	求人者が手数料に見合った収入が得られる仕事に就こうと思ひ、就職者に対して慎重になりすぎる	求職者と民間職業紹介事業者とのトラブルが増える	能力を持った求職者が有料職業紹介事業者を利用しなくなる	特にデメリットはない	その他	不明
総数	596 100	109 18.3	103 17.3	227 38.1	177 29.7	120 20.1	30 5.0	75 12.6
ホワイトカラー系	317 100	82 25.9	58 18.3	158 49.8	101 31.9	45 14.2	13 4.1	26 8.2
伝統的職業	206 100	11 5.3	33 16.0	44 21.4	59 28.6	59 28.6	12 5.8	35 17.0
労働者数 0人	0 0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
労働者数 1人～9人	254 100	32 12.6	39 15.4	87 34.3	73 28.7	50 19.7	18 7.1	32 12.6
労働者数 10人～19人	82 100	11 13.4	14 17.1	32 39.0	23 28.1	15 18.3	5 6.1	9 11.0
労働者数 20人～29人	45 100	8 17.8	5 11.1	19 42.2	13 28.9	13 28.9	0 0.0	7 15.6
労働者数 30人～49人	46 100	7 15.2	10 21.7	18 39.1	11 23.9	15 32.6	5 10.9	3 6.5
労働者数 50人～99人	66 100	17 25.8	14 21.2	25 37.9	23 34.9	11 16.7	0 0.0	14 21.2
労働者数 100人以上	78 100	30 38.5	16 20.5	37 47.4	28 35.9	7 9.0	1 1.3	8 10.3

表7. 手数料を徴収できる求職者の範囲

(単位: 所、%)

	該当事業所	現行より拡大すべき	現行のまま でよい	現行より制限 すべき	不明
総数	596	78	397	48	73
	100	13.1	66.6	8.1	12.3
<総数>	<472>	<99>	<276>	<6>	<91>
	<100>	<21>	<58.5>	<1.3>	<19.3>
ホワイトカラー系	317	46	209	33	29
	100	14.5	65.9	10.4	9.2
伝統的職業	206	23	142	11	30
	100	11.2	68.9	5.3	14.6
<ホワイトカラー系>	<220>	<46>	<146>	<3>	<25>
	<100>	<20.9>	<66.4>	<1.4>	<11.4>
<伝統的職業>	<200>	<46>	<104>	<3>	<47>
	<100>	<23>	<52>	<1.5>	<23.5>
労働者数 0人	0	0	0	0	0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0
労働者数 1人～9人	254	36	168	17	33
	100	14.2	66.1	6.7	13.0
労働者数 10人～19人	82	10	53	8	11
	100	12.2	64.6	9.8	13.4
労働者数 20人～29人	45	4	31	4	6
	100	8.9	68.9	8.9	13.3
労働者数 30人～49人	46	5	35	3	3
	100	10.9	76.1	6.5	6.5
労働者数 50人～99人	66	5	42	7	12
	100	7.6	63.6	10.6	18.2
労働者数 100人以上	78	13	52	8	5
	100	16.7	66.7	10.3	6.4

表8. 手数料が徴収できる範囲の拡大についての考え方(手数料の徴収範囲を拡大すべきと考える事業所のみ)(複数回答)

(単位: 所、%)

	該当事業所	科学技術者 及び経営管 理者の年収 要件を緩和 すべき	科学技術者 及び経営管 理者の年収 要件を撤廃 すべき	徴収できる職 業を拡大す べき	すべての求 職者から徴 収できるよう にすべき	その他	不明
総数	78	11	6	29	45	6	5
	100	14.1	7.7	37.2	57.7	7.7	6.4
<総数>	<99>	<3>	<9>	<32>	<46>	<7>	<12>
	<100>	<3>	<9.1>	<32.3>	<46.5>	<7.1>	<12.1>
ホワイトカラー系	46	10	6	20	29	2	0
	100	21.7	13.0	43.5	63.0	4.4	0.0
伝統的職業	23	1	0	5	11	4	4
	100	4.4	0.0	21.7	47.8	17.4	17.4
<ホワイトカラー系>	<46>	<2>	<8>	<14>	<21>	<4>	<5>
	<100>	<4.3>	<17.4>	<30.4>	<45.7>	<8.7>	<10.9>
<伝統的職業>	<46>	<0>	<0>	<17>	<21>	<2>	<6>
	<100>	<0>	<0>	<37>	<45.7>	<4.3>	<13>
労働者数 0人	0	0	0	0	0	0	0
	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
労働者数 1人～9人	36	6	3	15	20	4	2
	100	16.7	8.3	41.7	55.6	11.1	5.6
労働者数 10人～19人	10	1	1	3	8	0	0
	100	10.0	10.0	30.0	80.0	0.0	0.0
労働者数 20人～29人	4	0	0	2	2	0	0
	100	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
労働者数 30人～49人	5	1	0	2	4	0	0
	100	20.0	0.0	40.0	80.0	0.0	0.0
労働者数 50人～99人	5	1	0	1	3	0	1
	100	20.0	0.0	20.0	60.0	0.0	20.0
労働者数 100人以上	13	2	1	3	6	2	1
	100	15.4	7.7	23.1	46.2	15.4	7.7